

第20号議案

新城市特別用途地区建築条例及び新城市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部改正

新城市特別用途地区建築条例及び新城市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年2月22日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市特別用途地区建築条例及び新城市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

(新城市特別用途地区建築条例の一部改正)

第1条 新城市特別用途地区建築条例（平成17年新城市条例第174号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「第4条」を「前条」に改める。

別表第2中「、第2号、第3号及び第4号」を「から第4号まで」に、「別表第2（を）項第4号」を「別表第2（わ）項第4号」に改める。

(新城市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部改正)

第2条 新城市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（平成22年新城市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第9条中「別表第2（り）項第3号（13）」を「別表第2（ぬ）項第3号（13）」に、「同表（ぬ）項第1号（21）」を「同表（る）項第1号（21）」に改める。

別表中「別表第2（り）項第3号及び（ぬ）項第1号」を「別表第2（ぬ）項第3号及び（る）項第1号」に、「別表第2（ぬ）項第1号（1）」を「別表第2（る）項第1号（1）」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、建築基準法の一部改正に伴い、規定を整理する等のため必

要があるからである。